防衛庁の秘密保全体制の現状に関する再質問主意書

提出者

金

誠

田

防衛庁の秘密保全体制の現状に関する再質問主意書

衆議院議員金田誠一君提出防衛庁の秘密保全体制の現状に関する質問主意書」 (平成十三年三月六日答

弁、 以下「答弁書」という。) の不明な点につき以下質問する。

答弁書(六の1について)では、 「自衛隊法」(以下「隊法」という。)第五十九条に規定する「秘

(昭和三十三年防衛庁訓令第百二号)第二条第一項に

規定する「秘密」に該当しないものの存在を認めている。

そこで改めて確認するが、

密」に該当するものの、「秘密保全に関する訓令」

同訓令第二条第一項に規定する

「秘密」とは、

隊法第五十九条に規定する

秘密」 を指すものではない のか。 もし両者が異なるのであれば、 その違いを明らかにされたい

答弁書 (二の1の①及び②について並びに2について)では、 「関係職員以外の者に秘密を知られるこ

とのないよう措置することとしており」とあるが、これに関し具体的な規則ないし取り決めが存在すれば

①タイトル②発簡番号③制定年月日を明らかにされたい。

 \equiv 答弁書(五について)は、 防衛庁本庁内部部局が「取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて

(通達) 」 (昭和五十六年三月二日防防調一第九百四十八号) で定める「取扱い上の注意を要する文書

等」の送達、貸出し又は閲覧を記録していないことを認めている。

そこで以下の点を明らかにされたい。

- 1 なぜ内部部局においては、そうした記録を取っていないのか、 その理由について明らかにされたい。
- 2 内部部局においても防衛研究所等にならって直ちに「取扱い上の注意を要する文書等」の閲覧、貸出

について記録を取るような体制にすべきと考えるが、政府の見解はどうか。

兀 答弁書(六の2について)によると、 「関係職員でなくとも防衛庁職員であれば知らせても差し支えな

< かつ、 依然として非公知性と秘匿の必要性を有するものも」 存在する。

方 「衆議院議員金田誠一君提出 『秘密漏えい事件調査報告書』に関する質問に対する答弁書」 (平 成

十三年三月二十三日答弁) (二の1から4までについて)によれば、 「隊法第五十九条第一項に規定する

『秘密を漏らしてはならない』とは、当該秘密に接する権限のない者に秘密を漏らしてはならないことで

あると解される」としている。

そこで改めて以下の点を確認したい。

1 非公知性と秘匿の必要性を有すれば、 隊法第五十九条に規定する「秘密」に該当し、 関係職員以外に

知らせれば同条第一項が禁ずるところの秘密漏洩に該当するのではないのか。

2 答弁書 (六の2について)がいう 「関係職員でなくとも防衛庁職員であれば知らせても差し支えな

かつ、依然として非公知性と秘匿の必要性を有するもの」 が存在するのであれば、 その主なものに

ついて若干で結構であるので、①タイトル②発簡番号③制定年月日をそれぞれ明らかにされたい。

五 答弁書(八について)では、日本電気株式会社において平成二年に発覚した秘密漏洩事案において秘密

が流出したことを認めているが、これらについて①タイトル②発簡番号③制定年月日④非公知性と秘匿の

必要性の二つの要素を具備しているか否か④秘密指定の有無 (指定されている場合はその秘密区分) をそ

れぞれ明らかにされたい。

六 答弁書 (七の1について) では、 自衛隊法第五十九条 (守秘義務) と捜査当局への協力について政府の

見解を明らかにしているが、さらに以下の点を明らかにされたい。

1 秘密を明らかにすることによって得られるべき公益と、守秘義務によって守られるべき公益とを個別

具体的に比較衡量する主体は、 防衛庁とのことであるが、一般に防衛庁における決定権者の官職を明ら

かにされたい。

2 今回の秘密漏洩事案に関する捜査当局の事情聴取等において、 自衛隊員が① 「自衛隊法 第五· 一十九条

に定める職務上知り得た秘密② 「日米相 互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」 第 一条第三項に定める

「防衛秘密」③ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び

区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」第六条に定める

「合衆国軍隊の機密」を明らかにしたのであれば、 何時、 誰が (官職と氏名) それを許可したのか。

3 2において秘密を明らかにすることが認められた法令上の根拠を明らかにされたい。

七 答弁書 (九の1について) では、 訓令第二十九条第二項の 「事務次官の定めるところ」 の名称、 発簡番

号及び制定年月日について、 「答弁を差し控えたい」と回答している。そこで以下の点を明らかにされた

47

- ① 「事務次官の定めるところ」の件数を明らかにされたい。
- 2 「事務次官の定めるところ」 の名称、 発簡番号及び制定年月日は、 それぞれ隊法第五十九条に規定す

る「秘密」に該当するのか。

3 「事務次官の定めるところ」 の名称、 発簡番号及び制定年月日は、 それぞれ訓令に規定する 「秘密」

に指定されているのか。

八 防衛庁が受け入れているマンスフィールド研修員に対する秘密保全について

防衛庁は従来よりマンスフィールド研修員を受け入れており、 同研修員が配置されている 「部局の室内

においても、 秘密等にかかわる知識又は文書、 図画若しくは物件が取り扱われたことがあった」(「衆議

院議員金田誠一君提出マンスフィールド研修に関する質問に対する答弁書」平成十二年十月三十一日答

弁)ことを認めている。

そこで以下の点を明らかにされたい。

1 同研修員が配置されている部局の室内において秘密等の 「伝達」 (「秘密保全に関する訓令及び防衛

秘密の保護に関する訓令の一部改正について (通達) 」 (昭和四十三年十二月五日防防調第三千百九十

二号)第七の一)が行われることがあるのか。

2 部局の室内において秘密等の伝達が行われている場合、 当然の事ながらその内容が配置されているマ

ンスフィールド研修員の目や耳に触れることと思われるが、どのような防止策が取られているのか明ら

かにされたい。